

平成19年度

行政重点監査報告書

平成20年3月

滋賀県監査委員

目 次

第 1 監査のテーマ	1
第 2 監査の趣旨・目的	1
第 3 監査の対象等	1
第 4 監査の着眼点	3
第 5 監査執行年月日	3
第 6 監査の実施方法	3
第 7 監査の結果および意見	3
第 8 まとめ	7
第 9 各施設の状況	8
資料 1 地方自治法（公の施設）	38
資料 2 県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン	40
資料 3 公の施設一覧表	46

第 1 監査のテーマ

公の施設の指定管理について

第 2 監査の趣旨・目的

県が所有する「公の施設」は、以前は公共性のある団体（公共団体、公共的団体および出資法人）に限定し、管理を委託していたが、平成15年の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に指定管理者制度が導入された。

本県では、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、公の施設における行政サービスの向上を図るため、平成16年10月に「県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン」を策定し、導入に向けた検討が進められ、平成17年6月の県議会において必要な条例の整備を行い、平成18年4月1日から指定管理者による管理運営が行われている。

そこで、制度導入から1年が経過したが、申請者の創意工夫を活かした提案によって制度の目的である住民サービスの向上や行政コストの削減などの点においてどのような効果があったかを検証し、今後の指定管理者制度の効果的な運用に資することを目的とする。

第 3 監査の対象等

1 監査の対象施設

平成19年度実施の財政的援助団体等の監査対象28団体のうち14団体が指定管理者として管理している23施設を対象とした。

2 監査の対象機関

監査対象の23施設を所管する所属11課を対象機関とした。

3 監査調書の作成

複数の施設を1つの指定管理者が管理している場合もあることから、監査調書は基本協定単位での作成とした。

行政重点監査対象一覧

部局課名	指定管理者名	指定管理施設名
県民文化生活部 県民活動課	株式会社コングレ	滋賀県立県民交流センター
県民文化生活部 県民文化課	財団法人滋賀県文化振興事業団	しが県民芸術創造館 滋賀県立文化産業交流会館
	財団法人びわ湖ホール	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
琵琶湖環境部 下水道課	財団法人滋賀県下水道公社	琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 琵琶湖流域下水道湖西処理区 琵琶湖流域下水道東北部処理区 琵琶湖流域下水道高島処理区
	アクア エコ リサーチ アソシエーション	滋賀県立水環境科学館
琵琶湖環境部 森林政策課	近江鉄道ゆうグループ	滋賀県立近江富士花緑公園
健康福祉部 元気長寿福祉課	社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘 滋賀県立老人ホーム安土荘 滋賀県立老人ホーム長浜荘 滋賀県立老人ホームさつき荘 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘
健康福祉部 障害者自立支援課	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	滋賀県立聴覚障害者センター
健康福祉部 子ども・青少年局	社会福祉法人友愛	滋賀県立びわ湖こどもの国
商工観光労働部 新産業振興課	財団法人滋賀県産業支援プラザ	滋賀県立テクノファクトリー
農政水産部 農業経営課	有限会社小杉農園	滋賀県立近江米普及啓発施設
土木交通部 河港課	琵琶湖汽船株式会社	大津港公共港湾施設（マリーナ施設除く）
教育委員会事務局 スポーツ健康課	財団法人滋賀県体育協会	滋賀県立体育館 滋賀県立武道館
	S Lグループ	滋賀県立アイスアリーナ
11課	14指定管理者	23施設

第 4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に着目し、実施した。

- (1) 指定管理者の選任手続は妥当か。
- (2) 協定書の内容は妥当か。(名義人、期間、管理料の精算等)
- (3) 経理関係の事務処理は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 内部統制が図られているか。
- (6) 施設の運営は効率的に行われているか。
- (7) 施設の運営は効果的に行われているか。

第 5 監査執行年月日

平成20年1月16日、22日、29日、31日

(指定管理者については財政的援助団体等の監査を参考とした。)

第 6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関から提出された行政重点監査調書等により、事務局職員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ委員監査を実施した。

第 7 監査の結果および意見

1 総括

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設のことをいい、本県の「公の施設」としては、文化施設やスポーツ施設、社会福祉施設など平成19年4月現在で83施設(直営含む)ある。

以前は「公の施設」の多くは管理委託制度により管理が行われていた。管理委託制度とは地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務事業を管理受託者が執行する制度で、管理を受託することができるものは、公共団体(市町村、土地改良区等)、公共的団体(農協、生協、自治会等)、地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの(2分の1以上の出資等)に限定されている。

しかし、近年では、公的主体以外にも十分なサービス提供能力が認められる主体が増加したことや、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間企業の有するノウハウを活用することが有効であると考えられることから、平成15年の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかえて「指定管理者制度」が導入さ

れることになった。

指定管理者制度は、公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、施設の管理を代行する制度で、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。

指定管理者の範囲については特段の制約を設けられておらず、議会の議決を経て指定することになる。指定管理者には企業やNPO等もなることができ、使用の許可も行うことができるものとされている。

本県では、平成15年度の地方自治法の一部改正を受け、平成16年10月に「県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン」を策定し、平成17年6月県議会で条例の整備を行い、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

本調査は、本県が指定管理を行っている「公の施設」63施設（平成18年4月現在）のうち、平成19年度実施の財政的援助団体等の調査対象の中から23施設を抽出して行政重点監査を実施した。

監査を行った結果、例えば、近江富士花緑公園では宿泊施設の利用料に平日割引制度を導入して稼働率を高めた事例や県立アイスアリーナでは利用料金の値下げと通年利用により利用者数を増やして、結果として利用料金収入を増やした事例、また、びわ湖こどもの国や近江米普及啓発施設、水環境科学館など営業時間の延長や開館日の拡大によりサービス向上につながった事例があった。さらに、ほとんどの施設で維持管理経費や物品購入、修繕経費など管理コストの削減につながっていた。

特に指定管理者に民間企業が参入している施設においては、これまでにない新たな発想によるサービスの向上や民間企業ならではの徹底した経費の削減により大きな効果が出ており、指定管理者制度の導入の一定の効果があったと認められるが、いくつかの課題、問題点等も見受けられたので、特に次のことについて検討を求めるものである。

指定管理者制度導入に伴う事業成果の評価について

施設の事業成果の評価は事業報告書等を基に各所管課が個別に行っている。その内容としては利用者数、利用料金および業務の実施状況等、単に数値で表すことができるものが主な内容となっている。

しかし、それぞれの公の施設は、単に集客数や利用料金の増加だけを目的として設置されているのではなく、それぞれ公益に資する目的を持って設置されていることから、現状の報告では、県民にとってその施設が設置目的に沿って効果的に運営されているかどうかの把握が困難な状況が見られる。

また、事業評価は各所管課毎に独自で行っているため、統一的な指標に基づいて評価が行われているものではない。

従って、指定管理者制度を導入したそれぞれの施設で、設置目的に沿った効果的な運営がされているかどうかを県全体として分析評価を行い、県民への説明責任を果たすとともに、今後の指定管理者の選定に活かすことが望まれる。

指定管理者の裁量権拡大のための弾力的な運用等について

貸会議室や貸館事業において、条例等の制約により施設の設置目的以外の利用が出来ないため、施設が効率的に利用されていない事例や県内利用者と県外利用者の利用料金が同一の施設と異なる施設が見受けられた。

例えば、県民交流センターでの会議室の利用は、設置目的である「社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するため」以外の一般的な利用は条例により使用が制限されている。

また、県立体育館・武道館やびわ湖こどもの国などは県外の利用者には県内利用者より高い利用料金を徴収しているが、アイスアリーナや近江富士花緑公園などは県内利用者と県外利用者とも同一料金としている。

県立施設としての制約もあるが、施設の有効活用と収益確保による管理料削減の観点から、設置目的以外への活用や県外利用者料金加算など、施設の効率性と収益性にも配慮した施設管理が行えるよう、条例改正も視野に入れた弾力的な運用について検討することが望まれる。

指定管理者制度の導入に伴う民間のノウハウ等の共有について

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため導入され、大きな効果を上げている。

例えば、利用者サービスの向上では、開館日数の増加や利用時間および受付時間の延長、新規イベントの開催および開催回数が増、売店の営業、ホームページの開設および充実、利用料金の値下げ、ポイントカードの導入などの取り組みがあった。

また、経費削減では、光熱水費削減のためエアコンの温度調整および不使用、電気料金節減のための発電機の利用、遊戯用水路の水を水道水から地下水へ変更、エレベーターの使用制限、玄関へのエアーカーテンの設置、除草や軽微な修繕を自前による執行などの取り組みがあった。

さらに、リピーター確保のために、宿泊者に礼状を送付するなど、従来の県の発想では気づけなかった取り組みもあった。

こうした民間の発想による取り組みが他の公の施設の指定管理でも活用できるよう情報を共有するとともに、県の職員の意識改革にもつながることが望まれる。

今後の公の施設の管理のあり方および指定期間について

行政経営改革室のとりまとめによると、平成18年4月以降の指定管理者の指定状況は、63施設のうち公募が17施設、非公募が46施設である。制度導入の第一期は、制度導入が優先されたため、原則公募とすべきであるにもかかわらず、非公募となった施設が7割を超える結果となった。

例えば非公募とした施設のうち、流域下水道について全国の事例を見ると平成18年度の調査では、流域下水道事業を行っている42の都道府県で、それぞれ対象範囲や施設規模が異なり単純な比較はできないものの、指定管理者制度を導入しているのは11道県、そのうち非公募は滋賀県を含め7道県である。公募により指定管理者を選定しているところもあることから、必ずしも非公募が最適とはいえない施設もあるので、次回更新の際には公の施設の管理のあり方を再検証し、最適な施設管理に向け、十分な検討が望まれる。

なお、びわ湖ホールや下水道公社などの公益法人は、事業の実施および施設の管理・運営を目的に設立された法人であり、指定管理のあり方によっては当該法人の存続意義自体が問われることになるので、当該法人のあり方について十分検討した上で進めることが望まれる。

また、指定管理の期間については、導入当初は安全性の確保や問題点の検証のため3年としているところも多いが、3年では十分な人材の育成やノウハウの蓄積、設備備品のリースも出来ないため効果的、効率的な施設管理が難しいので、指定期間の延長を望んでいる指定管理者も多い。次回更新に際しては、施設管理の状況を把握し、十分検討のうえ最適な指定期間を決定することが望まれる。

施設の管理と修繕のチェックおよび費用負担について

県は施設の設置者として、指定管理者が施設の設置目的に沿って適正な行政サービスの提供に努めているか常に検証するとともに、指定管理料の積算根拠ともなっている、施設の修繕計画もしくは見込みに対して、適宜適切に施設の修繕に取り組んでいるかどうかを絶えずチェックする必要がある。例えば、大津港公共港湾施設の指定管理においては、修繕費において十分なチェックがされていないため、事業報告書の記載項目が誤っている事例が見受けられた。また、他の施設においてもあらかじめ指定管理料の中に修繕費も含まれていたのに、県が行うべき修繕と指定管理者が行うべき修繕の整理がわかりにくいなどの事例もあった。

さらに、本来必要な修繕を早期にしないことにより不作為の利益が生じるということも考えられるため、常に健全な施設管理が行われるとともに必要な修繕が適宜適切に行われているかチェックすることが望まれる。特に安全面にかかわる修繕については早急な対応が必要である。

また、管理物件の修繕および管理備品の購入については、基本協定の中で1件につき100万円以上のものについては県の負担、1件100万円未満のものについては指定管理者の負担としているが、1件当たりという基準の判断等が明確でないので、修繕および物品の購入の運用に際しての負担に関する方針を決定し、協定等の中で指定管理者の負担の範囲・程度を明確に規定しておくことが望まれる。

なお、新たに指定管理者が購入した物品については、指定管理者の所有物とする施設と県への寄付を条件とする施設とがあり、統一的な取り扱いが望まれる。

指定管理料の積算および精算について

指定管理料の積算については、前年度実績等を参考に上限額を設定しているものが多く見受けられたが、類似施設について情報交換等を行うなど、再度その内容を精査し、適正な積算に努めるとともにその妥当性について検証することが望まれる。

また、自動販売機など目的外使用許可にかかる共益費については、行政財産使用料条例では、県が使用料と併せて徴収することとなっている。そのため、県はあらかじめ指定管理料の中に共益費相当分を上乗せして指定管理者に支払い、それを受けて管理者が共益費を支払うこととしている。しかしながら、目的外使用許可を受けている者が指定管理者である場合、共益費を県へ支払う者と受け取る者とが同一であるため、条例上の規定に反してこの事務処理を省略し、県を経由せず直接指定管理者が共益費を支払っている事例が見受けられた。条例遵守は当然のことながら、共益費の精算事務の効率化の観点からは条例改正も含めた検討が望まれる。

指定管理担当課の連携と情報の共有について

県では、指定管理者制度導入に際し制度の円滑かつ適正な運用を図るため、基本的な手続や留意事項を取りまとめた導入ガイドラインを策定しているが、これまで述べてきたように種々の問題や課題等が生じている。

制度を適正に運用するためには、制度導入後明らかになった課題等に対して全庁的に連携して取り組む必要があるので、各部局が持っている様々な情報を共有するため連絡会議等の機会を設け、問題点等の改善に努めるとともに、共通的な取扱い事項については、統一的な意思決定を図りながら、制度導入の効果が発揮されるよう、今後とも取り組んでいくことが望まれる。

第 8 まとめ

県が設置した施設の円滑な管理と利用者が満足できる施設運営は施設設置者である県の責務である。特に、指定管理者制度により施設の管理に民間のノウハウを導入することによるコスト削減効果は大きいものの、その反面、サービス面での質の低下につながっていないか、施設利用者に対し安全面で影響を与えていないかなど、県は絶えずその状況をチェックすることが必要である。

指定管理者制度は「公の施設」のひとつの管理手法であり、その設置目的である「住民の福祉を増進する」という観点から、県民にとって最適な管理方法を常に検討していくことが求められている。

なお、今回の監査では、制度導入の初年度である平成18年度の実施状況を中心に検証等を行った。今後は、指定管理期間全体を通しての実績や効果について、定期監査等を実施していく中で検証していく予定である。

第 9 各施設の状況

1 滋賀県立県民交流センター

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	県民文化生活部県民活動課
2 施設の名称	滋賀県立県民交流センター
3 施設の所在地	大津市におの浜一丁目1番20号
4 指定管理者	大阪府大阪市中央区淡路町3丁目6番13号 株式会社コングレ
5 指定の日	平成17年12月22日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）
7 選定方法	公募（4者）
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その 他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、 交流するための施設として、滋賀県立県民交流センターを大 津市におの浜一丁目に設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	(1) 平成19年度における利用料金収入を、対平成16年度実績 の3%増にする。 平成16年度 73,299千円 平成19年度 75,498千円 (2) 平成19年度における施設利用率（全体平均）を、対平成16 年度実績の5%増にする。 平成16年度 45.3% 平成19年度 50.3%

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (株)コングレ	平成17年度以前 管理受託者 (財)淡海文化振興財団
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 36,150千円 平成18年度 14,000千円	平成15年度 51,374千円 平成16年度 52,689千円 平成17年度 52,769千円
利用人数	平成18年度 262,239人	平成15年度 310,119人 平成16年度 216,332人 平成17年度 239,095人
利用料金収入	平成18年度 65,952千円	平成15年度 76,445千円 平成16年度 73,299千円 平成17年度 74,787千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・特別会議室、応接室の料金を値下げした。
- ・練習室の学生料金を設定(値下げ)した。
- ・受付時間を延長した。(17時 19時)

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・電気代を削減するために、利用会議室をできるだけひとつの階にまとめる。
- ・事務所内のエアコンは極力使用しない。
- ・利用が終了次第、エアコン、エレベーターなどを停止。
- ・事務用品は、ネットで安価なものを探して購入するよう努める。

(5) その他の個別意見等

- ・今後、指定管理者から託児所等の設置について、具体的な提案があれば検討が望まれる。
- ・施設の有効活用を図るため、設置目的以外への活用や県外利用者料金加算など、条例改正を含めた検討が望まれる。

2 しが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	県民文化生活部県民文化課
2 施設の名称	しが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館
3 施設の所在地	しが県民芸術創造館 草津市野路町1681 滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良二丁目137
4 指定管理者	大津市京町三丁目4番22号 財団法人滋賀県文化振興事業団
5 指定の日	平成17年12月22日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	県民の文化の向上と芸術の振興を図るため、しが県民芸術創造館を草津市野路町に設置する。 県の文化の向上と産業の振興を図るため、滋賀県立文化産業交流会館を米原市下多良二丁目に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) 全体支出額(事業費、施設管理費、人件費等)の財源のうち、自主財源(利用料金その他収入。目的外使用許可に係る収入を除く。)の占める割合を8.8ポイント大きくする。 (芸術創造館と文化産業交流会館を合算) 平成16年度 24.7% 平成19年度 33.5% (2) ホールの稼働率を上げる。 ア 芸術創造館のホール 平成16年度 64% 平成19年度 72% イ 文化産業交流会館のイベントホール 平成16年度 47% 平成19年度 55% (3) 有料公演における高い入場率を維持する。 ア 芸術創造館 平成16年度 71% 平成19年度 76% イ 文化産業交流会館 平成16年度 79% 平成19年度 81%

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)滋賀県文化振興事業団	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県文化振興事業団
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 2,032,000千円 平成18年度 405,802千円	平成15年度 258,457千円 平成16年度 237,016千円 平成17年度 279,480千円
利用人数	平成18年度 計 335,982人 芸術創造館 125,645人 文化産業交流会館 210,337人	平成15年度 計 314,739人 平成16年度 計 330,426人 平成17年度 計 343,100人
利用料金収入	平成18年度 115,764千円 芸術創造館 32,721千円 文化産業交流会館 83,043千円	平成15年度 58,321千円 平成16年度 56,935千円 平成17年度 77,839千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・窓口業務、チケット販売業務の営業時間を延長した。(17時 19時)
- ・しが県民芸術創造館では、「アートインフォメーションコーナー」を開設し、専門スタッフにより利用者に対して情報提供を行った。
- ・ホール利用における「青少年割引」やホールの練習利用に「ステージトレーニング割引」を実施した。
- ・利用者の要望に応じ休館日を閉館した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・各種業務委託、施設管理委託の複数年契約や一括契約による経費節減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・舞台装置等の安全性の確保が望まれる。
- ・両施設とも開館から約20年が経過し、設備の老朽化が進んでいるので、計画的な設備の更新が望まれる。

3 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	県民文化生活部県民文化課
2 施設の名称	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
3 施設の所在地	大津市打出浜15番1号
4 指定管理者	大津市打出浜15番1号 財団法人びわ湖ホール
5 指定の日	平成17年12月22日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資するため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを大津市打出浜に設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	<p>(1) 全体支出額（事業費、施設管理費、人件費等）の財源のうち、利用料金その他収入の占める割合を1ポイント大きくする。</p> <p>平成16年度 28% 平成19年度 29%</p> <p>(2) ホールの稼働率を2ポイント上げる。</p> <p>平成16年度 67% 平成19年度 69%</p> <p>(3) 有料公演における高い入場率を維持する。</p> <p>平成16年度 76% 平成19年度 75%以上</p>

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)びわ湖ホール	平成17年度以前 管理受託者 (財)びわ湖ホール
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 5,583,000千円 平成18年度 1,116,780千円	平成15年度 1,212,219千円 平成16年度 1,217,674千円 平成17年度 1,110,687千円 自主事業補助金、管理委託料、運営費補助金の合計
利用人数	平成18年度 166,406人 (ホール入場者数)	平成15年度 202,083人 平成16年度 181,047人 平成17年度 186,076人
利用料金収入	平成18年度 418,410千円	平成15年度 343,437千円 平成16年度 366,646千円 平成17年度 300,757千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・ホールおよび練習室の使用申込み期限の柔軟な対応に努めた。
- ・駐車場多頻度利用券制度を開始した。
- ・県立図書館との連携により、公演時にホワイエで図書の展示を行った。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・県派遣職員から財団採用職員へ切り替えて、人件費を縮小した。
- ・業務委託の仕様の見直しや複数年契約を実施した。
- ・不要箇所の消灯や減灯など光熱水費の節減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・舞台装置等の安全性の確保が望まれる。
- ・開館から約10年が経過し、設備の老朽化が進んでいるので、計画的な設備の更新が望まれる。
- ・今後は広く県民に親しまれる事業も展開していくことが望まれる。

4 琵琶湖流域下水道

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	琵琶湖環境部下水道課
2 施設の名称	琵琶湖流域下水道
3 施設の所在地	琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 草津市矢橋町帰帆ほか 琵琶湖流域下水道湖西処理区 大津市苗鹿3丁目ほか 琵琶湖流域下水道東北部処理区 彦根市松原町大洞ほか 琵琶湖流域下水道高島処理区 高島市今津町今津ほか
4 指定管理者	大津市松本一丁目2番1号 財団法人滋賀県下水道公社
5 指定の日	平成18年1月5日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第2項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道を設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	(1) 流域下水道の単位水量当たりの維持管理経費の削減 平成16年度比8%減（平成22年度における数値） （湖南中部8%減、湖西8%減、東北部増減0%、高島37%減） (2) 公園の有料施設利用者の増 平成16年度比18%増 （矢橋帰帆島公園 18%増、苗鹿公園 3%増）

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)滋賀県下水道公社	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県下水道公社
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 38,718,200千円 平成18年度 6,327,268千円	平成15年度 6,334,794千円 平成16年度 6,512,193千円 平成17年度 6,914,076千円
利用人数	平成18年度 計 165,860人 矢橋帰帆島公園 159,623人 苗鹿公園 6,237人	平成15年度 106,072人 平成16年度 109,791人 平成17年度 128,810人
利用料金収入	平成18年度 計 41,121千円 矢橋帰帆島公園 40,069千円 苗鹿公園 1,052千円	平成15年度 30,754千円 平成16年度 31,469千円 平成17年度 36,126千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・アンケートによる利用者の意見や声を公園運営へ反映した。
- ・有料施設の土・日・祝日の申込み・承認ができるようにした。
- ・一部有料施設の休園期間中の開場により開催日数を拡大した。
- ・ホームページにより公園施設の案内や公園イベントの紹介を行った。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・施設の効率的運転による処理経費の縮減に努めた。
- ・人員の削減による組織体制の効率化を図ることにより、人件費の抑制に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・将来に下水道処理施設として整備する予定地を、今後も当面公園施設として利用する場合は、スペースの有効活用について検討が望まれる。
- ・下水道施設はストックマネジメントによる計画的な修繕および更新が望まれる。
- ・下水道施設は全国的に直営としている都道府県が多い中、こういった施設の管理方法が最適であるのか検討が望まれる。

5 滋賀県立水環境科学館

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	琵琶湖環境部下水道課
2 施設の名称	滋賀県立水環境科学館
3 施設の所在地	草津市矢橋町字帰帆2108
4 指定管理者	大津市春日町3番14号 アクア エコ リサーチ アソシエーション 代表者 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 (構成：日本メンテナンスエンジニアリング(株)、特定非営利活動法人びわこ水ネット、(株)日水コン)
5 指定の日	平成18年1月5日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)
7 選定方法	公募(6者)
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	下水道の普及を図り、あわせて県民がよりよい水環境の創造について考え、学習し、水とふれあい、交流するための施設として、滋賀県立水環境科学館を草津市矢橋町に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) 施設の効率的運営に関するもの 利用料金収入の確保(平成18年度 571千円、平成19年度 583千円、平成20年度 594千円) (2) 施設の有効活用に関するもの 入場者の確保(年間) 66,000人

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 アクトリサーチアソシエーション	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県下水道公社
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 234,754千円 平成18年度 78,392千円	平成15年度 86,141千円 平成16年度 87,440千円 平成17年度 83,572千円
利用人数	平成18年度 76,007人	平成15年度 61,732人 平成16年度 64,796人 平成17年度 64,615人
利用料金収入	平成18年度 800千円	平成15年度 670千円 平成16年度 555千円 平成17年度 679千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・エコトークなど普及啓発を実施した。
- ・開館日数を増やした。(夏休み期間中の休館無しおよび年末年始の休館短縮)
- ・展望風呂の営業開始時刻を13時から11時に繰り上げた。
- ・館内ツアーを実施した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・館内温度管理目標を夏場28℃、冬場18℃とし空調機の省エネ運転に努めた。
- ・空調機に省エネベルトを取り付け、エネルギー効率を向上させる対策を実施した。
- ・照明については、器具内管球の間引き、好天時に間引き点灯、エレベータの不必要な使用の制限を実施した。
- ・軽微な修繕については、スタッフで実施した。

(5) その他の個別意見等

- ・アンケートの結果や来館者との対応を取りまとめたQ & Aの蓄積が必要。また、苦情等に対しては迅速で適切な対応が望まれる。
- ・指定管理者から指定管理期間の長期化が必要という意見がある。(3年から5年へ)
- ・下水道や水のことについて大人も子どもも楽しく学べる施設として、常に下水道施設等と連携をとり、下水道に関する各種情報を発信することが望まれる。

6 滋賀県立近江富士花緑公園

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	琵琶湖環境部森林政策課
2 施設の名称	滋賀県立近江富士花緑公園
3 施設の所在地	野洲市三上519
4 指定管理者	彦根市大東町3番1号 近江鉄道ゆうグループ 代表者 近江鉄道株式会社 (構成：近江鉄道(株)、西武造園(株))
5 指定の日	平成18年1月5日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)
7 選定方法	公募(3者)
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	県民に四季を通じて花と緑に親しむことのできる場および森林を利用した保健休養の場を提供することにより、県民の緑化意識を高めるとともに、豊かな心の醸成および健康の増進を図るため、滋賀県立近江富士花緑公園を野洲市に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	ア 施設の効率的運営に関するもの ・利用料金収入(年間) (平成19年度目標 995万円、平成20年度目標 1,000万円) イ 施設の有効活用に関するもの ・入場者数(年間) (平成19年度目標 31万人、平成20年度目標 32万人) ・ふるさと館和室稼働率 (平成19年度目標 22%、平成20年度目標 25%) ウ 施設の活動状況等に関するもの ・森林文化体験教室参加者数(年間) (平成19年度目標 3,500人、平成20年度目標 4,000人)

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 近江鉄道ゆうグループ	平成17年度以前 管理受託者 (財)びわ湖造林公社
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 219,000千円 平成18年度 74,000千円	平成15年度 90,082千円 平成16年度 89,937千円 平成17年度 82,661千円
利用人数	平成18年度 312,189人	平成15年度 302,222人 平成16年度 298,391人 平成17年度 266,261人
利用料金収入	平成18年度 9,222千円	平成15年度 9,311千円 平成16年度 8,670千円 平成17年度 8,294千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・平日の施設利用料金の割引制度を実施した。
- ・ウッドイールーム閉館日の土曜日も開館した。
- ・チェックイン時以外の手荷物の預かりを実施した。
- ・リアルタイムな公園情報を掲載したホームページの開設と運用を行った。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・公共交通機関利用促進および近江鉄道バスの無料社員パスにより通勤費を削減した。
- ・経理処理およびホームページの本社一括管理により現場管理経費を削減した。
- ・委託費および修繕費などの外注単価の見直しにより経費を削減した。

(5) その他の個別意見等

- ・イノシシが芝生を掘り起こすなどの被害については野洲市および近隣施設と連携して、早急に対応することが望まれる。
- ・開園から15年が経過し施設および設備の老朽化が懸念されるので、計画的な修繕等が望まれる。
- ・閉店されたレストラン(目的外使用許可部分)を再開する等、公園利用者への利便性の向上が望まれる。
- ・本施設の駐車場は無料であるのに対して、近接の希望が丘文化公園では有料となっている。同じ県立施設で取扱いに差異があることから調整が望まれる。
- ・宿泊施設等の利用拡大を図るため、指定管理者が企業や旅行会社等との連携を図ろうとする場合、できるだけ協力していくことが望まれる。

7 滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	健康福祉部元気長寿福祉課
2 施設の名称	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘
3 施設の所在地	長浜市内保町480
4 指定管理者	大津市京町四丁目3番28号 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
5 指定の日	平成18年1月6日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第1項の規定に 基づき、特別養護老人ホームを設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	(1) 利用者へのサービスの質の向上を図ること サービスの質の向上を図るため、自己評価の実施、実施結 果の公表、改善策の取り組みの実施に努めること。 (2) 利用者等の苦情の解決のために適切な対応を図ること 利用者等の苦情に対して、受付体制や、第三者委員の設置 など解決体制を整備し、適切に対応すること。 (3) 経費削減に一層取り組み、効率的運営を図ること

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (社福)滋賀県社会福祉事業団	平成17年度以前 管理受託者 (社福)滋賀県社会福祉事業団
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) なし 平成18年度 なし	平成15年度 369,630千円 平成16年度 370,708千円 平成17年度 355,921千円
利用人数	平成18年度 月末平均 79.4名 (定員80名)	平成15年度 月初平均 79.2名 平成16年度 月初平均 79.4名 平成17年度 月初平均 79.4名
利用料金収入	平成18年度 介護報酬 310,311千円 利用料収入 54,127千円	平成15年度 374,386千円 平成16年度 364,798千円 平成17年度 365,969千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・各種会議等を開催し利用者や職員から意見を聴き処遇改善に努めるとともに、サービスの自己評価・自己点検を行いサービスの質の向上に努めた。
- ・ISO9001 (品質マネジメントシステム)に基づき、良質なサービスを提供した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・事業団職員の給与の特例に関する規定を制定し、県の条例による給与月額から7%の削減をした。
- ・正規職員の補充を賃金職員で行うとともに、調理業務を外部委託するなど管理経費の削減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・今後、滋賀県社会福祉事業団に施設を移管する予定であるが、移管後も健全な管理運営が行われるよう、必要な条件整備を早急に行われることが望まれる。
- ・福祉施設は入居者と職員との信頼関係が大切であるので、入居者が安心して生活できるよう配慮されることが望まれる。

8 滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人ホームさつき荘、滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	健康福祉部元気長寿福祉課
2 施設の名称	滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人ホームさつき荘、滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘
3 施設の所在地	老人ホーム安土荘 蒲生郡安土町中屋771 老人ホーム長浜荘 長浜市加田町19-6 老人ホームさつき荘 日野町小御門201-1 軽費老人ホームきぬがさ荘 東近江市五個荘川並町330
4 指定管理者	大津市京町四丁目3番28号 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
5 指定の日	平成18年1月6日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理に関する条例より抜粋）	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定に基づき、養護老人ホームを設置する。 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームを設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より抜粋）	(1) 利用者へのサービスの質の向上を図ること サービスの質の向上を図るため、自己評価の実施、実施結果の公表、改善策の取り組みの実施に努めること。 (2) 利用者等の苦情の解決のために適切な対応を図ること 利用者等の苦情に対しては、受付体制や、第三者委員の設置など解決体制を整備し、適切に対応すること。 (3) 経費削減に一層取り組み、効率的運営を図ること。（平成19年度時点の運営コスト（県の一般財源負担）を、平成16年度に比べ10%の縮減が図れるように取り組むこと。） 特に、県からの施設の移管を見据え、法人全体として計画的に取り組むこと。

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (社福)滋賀県社会福祉事業団	平成17年度以前 管理受託者 (社福)滋賀県社会福祉事業団
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 2,479,954千円 平成18年度 540,700千円	平成15年度 605,318千円 平成16年度 585,339千円 平成17年度 597,628千円
利用人数	平成18年度 月末平均 安土荘(定員80名) 79.2名 長浜荘(定員80名) 77.4名 さつき荘(定員50名) 47.3名 きぬがさ荘(定員50名) 43.1名	月初平均 15年度 16年度 17年度 安土荘 79.8名 76.9名 78.8名 長浜荘 78.3名 76.3名 78.8名 さつき荘 47.5名 48.3名 48.0名 きぬがさ荘 43.8名 43.4名 40.5名
利用料金収入	平成18年度 安土荘(介護報酬) 22,868千円 長浜荘(介護報酬) 24,372千円 さつき荘(介護報酬) 20,279千円 きぬがさ荘(使用料) 32,243千円	きぬがさ荘 使用料 平成15年度 35,469千円 平成16年度 34,660千円 平成17年度 31,146千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・各種会議等を開催し利用者や職員から意見を聴き処遇改善に努めるとともに、サービスの自己評価・自己点検を行いサービスの質の向上に努めた。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・事業団職員の給与の特例に関する規定を制定し、県の条例による給与月額から7%の削減をした。
- ・正規職員の補充を賃金職員で行うなど管理経費の削減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・今後、滋賀県社会福祉事業団に施設を移管する予定であるが、移管後も健全な管理運営が行われるよう、必要な条件整備を早急に行われることが望まれる。
- ・福祉施設は入居者と職員との信頼関係が大切であるので、入居者が安心して生活できるよう配慮されることが望まれる。

9 滋賀県立聴覚障害者センター

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	健康福祉部障害者自立支援課
2 施設の名称	滋賀県立聴覚障害者センター
3 施設の所在地	草津市大路二丁目11番33号
4 指定管理者	草津市大路二丁目11番33号 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会
5 指定の日	平成18年1月6日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の 規定に基づき、滋賀県立聴覚障害者センターを草津市大路二 丁目に設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	<p>(1) 施設利用者の満足度を高めるための取り組みを図るとともに、施設利用者の拡大に努める。</p> <p>(2) サービスの質の向上を図るため、自己評価の実施、実施結果の公表、改善策の取り組みの実施に努める。</p> <p>(3) ボランティアや地域住民等との積極的な交流を図るとともに、聴覚障害に対する理解促進のための啓発活動に努める。</p> <p>(4) 施設利用者の苦情に対する受付体制や解決体制を整備し、苦情に対し適切に対応するよう努める。</p> <p>(5) 管理経費の年間1%削減など、経費削減に一層取り組み、効率的な運営に努める。</p>

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	平成17年度以前 管理受託者 (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 214,600千円 平成18年度 44,139千円	平成15年度 45,237千円 平成16年度 45,964千円 平成17年度 43,598千円
利用人数	平成18年度 10,728人	平成15年度 9,042人 平成16年度 8,988人 平成17年度 11,358人
利用料金収入	-	-

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・大学生や各団体等の施設見学や、小中学生の総合学習を可能な限り受入れた。
- ・ビデオのストリーミング配信を開始した。
- ・ホームページの更新およびメールマガジンの配信を開始した。
- ・ビデオの貸出期間を1週間延長した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・待機電源のカットや冷暖房使用の節制による電力節減、紙の有効活用(両面印刷)に努めた。
- ・庁舎管理委託業務の仕様等の見直しにより委託料の削減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・草津市1か所しかないので、県内全域の人が同じように利用できる運営が望まれる。
- ・施設管理と聴覚障害者事業をより効率的に行う方法等について引き続き検討することが望まれる。
- ・老朽化した施設および備品の計画的な修繕・更新や、地上デジタル放送に向けたデジタル設備等の対応が望まれる。
- ・高齢化による潜在的な聴覚障害者も多いことから、保健サイドとの連携が望まれる。
- ・福祉施設の分野に指定管理者制度を導入したことにより、効率性の追求に主眼が置かれ、障害者の利益が阻害されていることのないよう十分な検討が望まれる。

10 滋賀県立びわ湖こどもの国

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	健康福祉部子ども・青少年局
2 施設の名称	滋賀県立びわ湖こどもの国
3 施設の所在地	高島市安曇川町北船木2981
4 指定管理者	守山市守山二丁目1番23号 社会福祉法人友愛
5 指定の日	平成18年1月6日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）
7 選定方法	公募（5者）
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、 情操を豊かにするための施設として、滋賀県立びわ湖こども の国を高島市安曇川町北船木に設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	(1) こどもの国の効率的運営に関する数値目標として、平成 14年度の特設施設等の利用料収入を基本として、5年間の特 設施設等の利用料収入の平均10%増を目標とする。 (2) こどもの国の有効活用に関する数値目標として、平成14 年度入園者数を目標とする。 (3) こどもの国の活動状況に関する数値目標として、平成14 年度の行事への参加者数の15%増を目標とする。

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (社福)友愛	平成17年度以前 管理受託者 (社福)滋賀県社会福祉事業団
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 475,000千円 平成18年度 94,718千円	平成15年度 130,911千円 平成16年度 129,894千円 平成17年度 140,422千円
利用人数	平成18年度 165,536人	平成15年度 121,547人 平成16年度 116,238人 平成17年度 158,360人
利用料金収入	平成18年度 34,636千円	平成15年度 27,445千円 平成16年度 26,969千円 平成17年度 33,595千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・開園時間を延長した。(3月21日から9月30日は9時から19時)
- ・3月1日から11月30日は休園日無しとした。
- ・臨時駐車場を設けるなど、駐車スペースを増やした。
- ・利用時間を見直した。(宿泊者の入浴終了時間を21時から22時など)
- ・イベントや教室などを毎月企画し実施した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・冒険水路の水を水道水から地下水利用へ切り替えた。
- ・食堂のA重油使用給湯器をガス温水器に切り替えた。
- ・屋外設備の一部で発電機を使用した電力に切り替えた。
- ・職員自らが一部の施設管理を行った。(繁忙期の駐車場管理など)

(5) その他の個別意見等

- ・食堂については利用者アンケート等の要望により改善されているが、今後も施設利用者がより満足される食堂運営が望まれる。
- ・基本協定の仕様書に記載されている指定管理者の業務として、「児童の健全な育成を図るための調査および研究」があるが、指定管理者から提出された平成18年度の実績報告には、その業務について具体的な記述がなかった。報告書の内容について十分なチェックが望まれる。

11 滋賀県立テクノファクトリー

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	商工観光労働部新産業振興課
2 施設の名称	滋賀県立テクノファクトリー
3 施設の所在地	草津市野路町字砂池2254-4
4 指定管理者	大津市打出浜2番1号 財団法人滋賀県産業支援プラザ
5 指定の日	平成17年12月21日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理に関する条例より抜粋）	独創的な技術に基づき、研究開発の成果を利用して行われる新製品の試作ならびに製造に係る技術の開発および改良を支援することにより、県内における産業の振興を図るため、滋賀県立テクノファクトリーを草津市野路町に設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より抜粋）	(1) 収支改善目標：平成18年度の支出額を上限とし、これを毎年度下回ることとする。 (2) 入居率目標：各年度の入居率は、80%を維持することとする。

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)産業支援プラザ	平成17年度以前 管理受託者 (財)産業支援プラザ
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 29,096千円 平成18年度 9,500千円 (プラザから県への納付金額)	平成15年度 7,495千円 平成16年度 7,035千円 平成17年度 7,620千円
利用人数	平成18年度 12企業	平成15年度 14企業 平成16年度 12企業 平成17年度 11企業
利用料金収入	平成18年度 28,473千円	平成15年度 28,073千円 平成16年度 25,944千円 平成17年度 24,057千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・ インキュベーション・マネージャーによる入居企業への訪問指導を行った。
- ・ 入居者の要望把握と適切な支援を行った。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・ 植栽の生育状況により施肥回数等を見直すなど経費削減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・ 入居期間について企業間による不公平が生じない運営が望まれる。
- ・ 入居料の未納が生じないような指導が望まれる。

12 滋賀県立近江米普及啓発施設

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	農政水産部農業経営課
2 施設の名称	滋賀県立近江米普及啓発施設
3 施設の所在地	大津市今堅田三丁目1-1
4 指定管理者	東近江市五個荘竜田町377番地 有限会社小杉農園
5 指定の日	平成17年12月26日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）
7 選定方法	公募（3者）
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	新しい農業技術の普及ならびに近江米その他の滋賀県産農産物等の生産および消費に関する啓発を行うことにより、環境こだわり農業をはじめとする滋賀県農業の振興等に寄与するため、滋賀県立近江米普及啓発施設を大津市今堅田三丁目に設置する。
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	<p>(1) 環境こだわり農産物を積極的に取扱い、取扱量の増加を図る。</p> <p>(2) 施設の有効活用を更に促進し、来客者数およびリピーターの拡大に努める。 目標：年間来客者数 210,000人以上</p> <p>(3) 施設の効率的運営を図るため、管理コストの縮減を図る。 目標：平成16年度比30%以上減</p>

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (有)小杉農園	平成17年度以前 管理受託者 近江米振興協会
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 54,000千円 平成18年度 18,000千円	平成15年度 29,355千円 平成16年度 29,079千円 平成17年度 23,815千円
利用人数	平成18年度 244,669人	平成15年度 147,596人 平成16年度 179,313人 平成17年度 122,287人
利用料金収入	平成18年度 489千円	平成15年度 229千円 平成16年度 372千円 平成17年度 574千円

(3) 利用サービス向上のための取り組み

- ・滋賀県産の農産物を展示するだけでなく、利用者がアンテナショップにおいて購入し、試食できるようにした。
- ・滋賀県産の農産物の生産情報、保存・調理方法等生活に密着した情報提供を店内POPやブログにて行った。
- ・ファーマーズサロン等を開催し、利用者の交流の場を持った。
- ・ポイントカード導入により、常連客に対するサービス向上を図った。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・光熱費削減のため、特に空調については絶えず温度調整をするなどし、縮減に努めた。
- ・経費削減のため、情報発信に関しては極力外部への発注をせずに、社内で企画制作したものを使ってPRした。

(5) その他の個別意見等

- ・営業時間等が指定管理者で柔軟に対応できることが望まれる。
- ・土地所有者である道路公社とも調整し、駐車場の拡張が望まれる。

13 大津港公共港湾施設（マリーナ施設除く。）

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	土木交通部河港課
2 施設の名称	大津港公共港湾施設（マリーナ施設除く。）
3 施設の所在地	大津市浜大津五丁目1番1号
4 指定管理者	大津市浜大津五丁目1番1号 琵琶湖汽船株式会社
5 指定の日	平成17年12月26日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）
7 選定方法	公募（1者）
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	次の各号に掲げる港湾に公共港湾施設を設置する。 (1) 大津港 (2) 長浜港 (3) 彦根港 (4) 竹生島港
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	(1) 管理経費の削減（対平成16年度実績 0.5%削減） (2) 施設利用率の向上（対平成16年度（駐車場・集会室）実 績10%増） (3) 施設広報・啓発のための行事開催（年4回以上）

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 琵琶湖汽船(株)	平成17年度以前 管理受託者 滋賀県旅客船協会
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 127,089千円 平成18年度 42,363千円	平成15年度 82,668千円 平成16年度 74,130千円 平成17年度 58,051千円
利用人数	平成18年度 159,672人	平成17年度 175,407人
利用料金収入	平成18年度 22,531千円	平成15年度 23,467千円 平成16年度 23,017千円 平成17年度 22,123千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・警備艇艇庫付近の水草刈取りを実施した。
- ・花噴水の運転時間・位置が分かりにくいとの指摘があり、待合室に花噴水の案内パンフレットを掲示した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・構内照明時間について、タイマー設定によるスケジュール管理を徹底した。
- ・棧橋の水銀灯点灯時間を調整し、経費を節減した。
- ・びわこ花噴水の電気設備に対して省エネルギー診断を実施するなど、管理経費節減に向けた方策について検討した。

(5) その他の個別意見等

- ・人件費、修繕費等の計画および実績の把握と、内容の分析が望まれる。
- ・常に施設の安全の確保が望まれる。
- ・オープンカフェの設置等、大津港のイメージアップや利便性の向上を図ることが望まれる。

14 滋賀県立体育館、滋賀県立武道館

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	教育委員会事務局スポーツ健康課
2 施設の名称	滋賀県立体育館、滋賀県立武道館
3 施設の所在地	滋賀県立体育館 大津市におの浜四丁目2番12号 滋賀県立武道館 大津市におの浜四丁目2番15号
4 指定管理者	大津市御陵町4番1号 財団法人滋賀県体育協会
5 指定の日	平成17年12月21日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 （設置および管理 に関する条例よ り抜粋）	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と文化、体育・スポーツの普及振興を図るため、滋賀県立体育館を大津市におの浜四丁目に設置する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため、滋賀県立武道館を大津市におの浜四丁目に設置する。</p>
9 管理運営目標 （基本協定より 抜粋）	<p>(1) 利用料金収入等の増収 平成19年度末対平成16年度実績の5%増</p> <p>(2) 施設利用者数の増 平成19年度末対平成16年度実績の5%増</p> <p>(3) 各種スポーツ教室事業参加者数の増 平成19年度末対平成16年度実績の5%増</p>

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)滋賀県体育協会	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県体育協会
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 319,560千円 平成18年度 107,144千円	平成15年度 62,063千円 平成16年度 59,132千円 平成17年度 59,439千円
利用人数	平成18年度 162,494人	平成15年度 152,685人 平成16年度 129,411人 平成17年度 134,909人
利用料金収入	平成18年度 49,435千円	平成15年度 28,686千円 平成16年度 28,311千円 平成17年度 30,331千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・わかりやすい料金設定を行った。(1/2使用時等に端数がでないよう料金設定)
- ・ポイント還元システムを導入し、利用料金の割引を行った。
- ・申込み方法等がわかりやすいように「使用の手引き」を作成・配布した。
- ・意見箱を設置し利用者の声を聞いて、施設の管理、運営に反映するように努めた。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・委託業務を複数年契約(2~3年)とした。
- ・最大需要電力量を上げないよう工夫した。
- ・印刷物(年1回の刊行物)をホームページに掲載することにより、印刷経費を削減した。
- ・電子メールにより、郵送料等の経費を縮減した。
- ・ミスコピー紙の再利用、事務室等の管理スペースにおける冷暖房設定温度の調整等、環境対策とあわせて経費縮減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・曜日別や時間別の稼働率を把握し、効率的な利用がされることが望まれる。
- ・引き続き、体育協会の体制および運営の見直しが望まれる。

15 滋賀県立アイスアリーナ

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	教育委員会事務局スポーツ健康課
2 施設の名称	滋賀県立アイスアリーナ
3 施設の所在地	大津市瀬田大江町17-3
4 指定管理者	大津市御陵町4番1号 S Lグループ 代表者 財団法人滋賀県体育協会 (構成：財団法人滋賀県体育協会、(株)レジャーインダストリー)
5 指定の日	平成17年12月21日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)
7 選定方法	公募(2者)
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため、滋賀県立アイスアリーナを大津市瀬田大江町に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) 利用料金収入等の増収 平成19年度末対平成16年度実績の5%増 (2) 施設利用者数の増 平成19年度末対平成16年度実績の5%増 (3) 各種スポーツ教室事業参加者数の増 平成19年度末対平成16年度実績の5%増

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 S L グループ	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県体育協会
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 148,449千円 平成18年度 50,193千円	平成15年度 87,684千円 平成16年度 86,591千円 平成17年度 90,192千円
利用人数	平成18年度 131,353人	平成15年度 82,901人 平成16年度 74,227人 平成17年度 100,856人
利用料金収入	平成18年度 113,486千円	平成15年度 87,549千円 平成16年度 63,254千円 平成17年度 85,905千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・ 利用料金の値下げと通年利用ができるよう変更した。
- ・ 売店の営業を行った。
- ・ リンク調整会議をおこない、児童生徒・女性の利用が深夜にならないように調整した。
- ・ 銀行振込による収納手続を取り入れた。
- ・ 開館時間にとらわれず、時間外の利用に対応した。
- ・ 自転車置場に独自に屋根を設置した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・ 昼間は自然採光を取り入れ、水銀灯の点灯時間を減らした。
- ・ 毎日の点検をおこない、無駄な電気の消し忘れなどを常に点検し節約に心がけた。
- ・ 玄関にエアーカーテンを設置することで冬場の暖房経費を軽減できた。
- ・ 敷地内の除草作業(年2回)のうち1回は直営で行った。

(5) その他の個別意見等

- ・ 常連客を確保するために、定期券を作るなど柔軟な対応が望まれる。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン

平成16年10月22日策定
(行政経営改革室ホームページより)

基本的な考え方

1 制度の趣旨

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの。

2 制度導入に向けての考え方

厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し行政サービスの向上を図るため、制度の積極的な活用を図る。

制度導入に向けた検討に先立ち、まず、公の施設の管理運営状況について点検し、社会経済情勢の変化、県民ニーズの変化や施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性等そのあり方についての見直しを行う。

見直しの結果、引き続き県が設置する必要があるものと判断した施設のうち、現在管理委託している施設については指定管理者制度を導入する。直営施設についても、制度導入により効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度を導入する。

制度導入の手続きにおいては、手続きの透明性・公平性を確保するとともに、県民との協働の視点に立ち、NPOや民間事業者の参画が図られるよう配慮する。

個別事項

1 条例の改正

(1) 共通事項

指定管理者制度を導入する場合は、次の事項について共通事項として個別の設置および管理に関する条例（以下「設管条例」という。）に規定する。規定する内容に関しては、総務部で準則を作成する。

設管条例改正にかかる議会への提案方式としては、個別条例ごとに改正する方式を前提として作業を進めること。

指定管理者に当該施設の管理を行わせる根拠規定

改正法第244条の2第3項の規定により指定管理者に管理を行わせる根拠規定を整備する。

業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲をそれぞれの施設の設置目的や態様に応じて設定すること。なお、使用許可に関する事項を含める場合はその旨を規定すること。

指定の手続

ア) 申請の方法

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書および事業計画書その他必要な添付資料を知事あてに提出する旨を規定する。

イ) 選定基準

上記アの申請に基づく選定の基準を規定する。

基準は下記の例を基本に、施設の設置の目的を達成するために必要な事項を定めること。

- ・事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

管理の基準

県民が利用する際の基本的な条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件など）のほか、当該施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項について規定する。

利用料金制度の採用

利用料金制度を採用する場合は、その旨および当該利用料金の定め方等について規定する。

(2) 個人情報保護について

指定管理者が個人情報保護に関し必要な措置を講ずべきことや、従事者の秘密保持義務について規定するため、条例の整備について検討する。なお、指定管理者と締結する協定の中でも、個人情報保護に関しとるべき措置について定めることとする。

(3) 各部局において検討すべき事項

上記(1)のうち選定基準、業務の範囲、管理の基準(、利用料金制)の具体的内容については、施設ごとに定める必要があるため、各部局において検討すること。

上記の共通事項のほか施設の設置目的や態様に応じ、特に条例に規定する必要がある事項についても、各部局において検討すること。

(4) 規則で定める事項について

個別の設管条例で委任した事項の細目については、規則で定める。共通事項は次のとおりとし、その内容に関しては、総務部で準則を作成する。

・申請方法

申請書の様式、事業計画書の添付書類について定める。

・事業報告

法第244条の2第7項に基づく事業報告書の提出期日、記載事項等について定める。

2 指定の手続き

(1) 募集

能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、指定管理者の募集は原則として公募とする。

ただし、下記に該当する場合は公募を行わず、特定の団体に申請を行わせることができる。

・近い将来、廃止や移管が見込まれる場合

・施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合

・特定の団体以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合

指定管理者の候補者の公募は下記の要領で行う。

・公募にあたっては、告示、県のホームページや広報誌への掲載等幅広い広報手段

を活用する。

- ・募集期間は1か月程度を原則とする。ただし、大規模施設など相当の準備期間が必要な場合等は、適切な期間を設定する。

なお、募集前の段階から十分な情報提供を行うよう努めること。

- ・募集要領を作成し情報提供を行うとともに、必要に応じ説明会を開催すること。募集要領に記載する主な提供情報を例示すると次のとおり

施設名称・所在地・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、法令等の規定、指定期間、委託費の取り扱い、利用料金制の有無、応募資格、応募方法、応募窓口、募集期間、事業計画書の様式、説明会の有無、選考方法、選定基準 等

施設の効果的・効率的な管理のために必要な場合は、類似の施設や近隣する施設など複数の施設について包括的に指定管理者に管理させることとし、一括して募集を行うことも可能である。ただし、制度の趣旨に鑑み、新たな事業者の参入の機会を不当に阻害することのないよう留意すること。

(2) 選定

- ・指定管理者は、応募のあった者の中から、条例で定める選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的・客観的に判断して選定する。
- ・選定に当たっては、有識者など複数の外部委員を交えた選定委員会を要綱に基づき設置する。選定委員会は、課ごとに設置することを原則とするが、所管する施設の数や種別に応じ、部局（または施設）ごとに設置しても差し支えないものとする。
- ・選定委員会では、具体的な審査の基準を定め、管理運営コスト、サービス提供のノウハウや物的・人的能力の状況などを事業計画書等をもとに総合的・客観的に検討・判断し、指定管理者の候補者を選定する。
- ・指定管理者を公募しない場合や、応募した者が1者であった場合も、選定委員会において、適切な管理を行うことができるかどうか審査すること。
- ・選定理由や審査の経過については、県のホームページなどを利用して公表するものとする。

(3) 指定期間

指定期間については原則として3～5年とする。

具体的には各所管課において個々の施設の目的や実情を勘案し適切な期間を設定することとするが、設定に当たっては、競争原理の導入、制度導入後の検証の必要性等と、サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果等を考慮し判断すること。

なお、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から好ましくないものであることに留意すること。

3 指定の議決

指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所在地および名称
- ・ 指定管理者となる団体の所在地ならびに名称および代表者の氏名
- ・ 指定の期間

4 協定の締結

指定管理者を指定した場合、当該指定管理者となる者の中で、管理業務の実施にあたり必要な事項について協定を締結する。協定の主な内容としては、下記の事項が想定されるが、具体的内容については、それぞれの施設の状況に応じて各部局で検討すること。

(1) 主な事項

指定期間、事業計画、事業報告および業務報告、業務または経理の状況に関する指示、指定の取消・業務の停止の手続き、県が支払うべき管理費用、利用料金の取り扱い、使用料減免の取り扱い、第三者への業務委託の範囲、リスク管理・責任分担、期間終了後の物品等の帰属の扱い、施設の利用者等にかかる個人情報の保護に関し指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務、損害賠償義務 等

(2) 共通事項

次の事項については必ず協定の中で定めるものとする。

- ・ 業務または経理の状況に関する指示、指定の取消・業務の停止の手続き
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 原状回復義務
- ・ 損害賠償義務

5 県民への周知

指定管理者制度への移行が円滑に進むよう、利用者に対し十分周知を図る。

6 指定管理者制度導入後の対応

施設を所管する部局は、指定管理者制度導入後、次のような対応を行うものとする。

- ・ 指定管理者の施設の管理運営状況の把握および必要な指示
- ・ 施設利用者の意見の継続的な聴取およびその反映
- ・ 制度導入後の検証を踏まえた次の指定管理者の要件、次の指定の期間等の検討

なお、管理運営状況（サービスの水準が低下していないか、など）について制度導入前後の比較ができるよう、管理運営状況の把握や利用者の意見聴取等を、制度導入までに実施しておく必要がある。

指定管理者制度導入のスケジュール

- ・平成16年10月 制度導入のガイドライン策定
- ・平成16年10月～ 各部局で制度導入に向けた検討
- ・平成17年6月県議会 設管条例改正
- ・平成17年7月～8月 募集
- ・平成17年9月 候補者の選定
- ・平成17年10月 仮協定
- ・平成17年12月県議会 指定の議決（債務負担行為）
- ・平成17年12月～ 県民への周知
- ・平成18年2月議会 平成18年度当初予算
- ・平成18年3月 協定締結
- ・平成18年4月 指定管理者による管理開始

資料 3

公の施設一覧表（平成19年4月現在）（行政経営改革室ホームページより）

[指定管理者制度で管理している施設] 60施設

所管部課		施設名
県民文化生活部	県民文化課	びわ湖ホール
		滋賀会館
		文化産業交流会館
		しが県民芸術創造館
		希望が丘文化公園
		希望が丘野外活動センター
		青少年宿泊研修所
	県民活動課	県民交流センター
琵琶湖環境部	下水道課	水環境科学館
		湖南中部流域下水道
		湖西流域下水道
		東北部流域下水道
		高島流域下水道
	森林政策課	近江富士花緑公園
		きゃんせの森
	自然環境保全課	朽木いきものふれあいの里センター
		野鳥の森ビジターセンター
		三島池ビジターセンター
健康福祉部	健康福祉政策課	日野溪園
	健康推進課	長寿社会福祉センター(福祉用具センター)
	元気長寿福祉課	長寿社会福祉センター
		安土荘
		長浜荘
		さつき荘
		きぬがさ荘
		福良荘
		障害者自立支援課
	視覚障害者センター	
	障害者福祉センター	
	聴覚障害者センター	
	しゃくなげ園	
	信楽学園	
	子ども・青少年局	びわ湖こどもの国
商工観光労働部	商業観光振興課	草津SOHOビジネスオフィス
	新産業振興課	テクノファクトリー
		陶芸の森
農政水産部	農業経営課	近江米普及啓発施設
土木交通部	河港課	大津港公共港湾施設
	都市計画課	奥びわスポーツの森
		びわこ文化公園
		春日山公園
		尾花川公園
湖岸緑地		
教育委員会	生涯学習課	長浜ドーム宿泊研修館
	スポーツ健康課	彦根総合運動場

所管部課		施設名
教育委員会	スポーツ健康課	長浜ドーム
		県立体育館
		武道館
		栗東体育館
		スポーツ会館
		アイスアリーナ
		琵琶湖漕艇場
		柳が崎ヨットハーバー
		伊吹運動場
		虎御前山教育キャンプ場
		比良山岳センター
		アーチェリー場
		ライフル射撃場
	文化財保護課	琵琶湖文化館
	安土城考古博物館	

[管理代行により管理している施設] 1施設

所管部課		施設名
土木交通部	住宅課	県営住宅(45か所)

[直営施設] 22施設

所管部課		施設名
政策調整部	男女共同参画課	男女共同参画センター
県民文化生活部	県民生活課	消費生活センター
	県民文化課	近代美術館
琵琶湖環境部	環境政策課	琵琶湖博物館
健康福祉部	障害者自立支援課	近江学園
	子ども・青少年局	淡海学園
商工観光労働部	労政能力開発課	草津高等技術専門学校
		近江高等技術専門学校
農政水産部	農政課	農業大学校
	水産課	醒井養鱒場
土木交通部	河港課	彦根港公共港湾施設
		長浜港公共港湾施設
		竹生島港公共港湾施設
	都市計画課	びわこ地球市民の森
教育委員会	生涯学習課	県立図書館
		荒神山少年自然の家
企業庁	企業庁総務課	南部水道事務所
		中部水道事務所
		甲賀水道事務所
病院事業庁	経営管理課	成人病センター
		小児保健医療センター
		精神医療センター

学校、道路、河川を除いています。